助けての小さなサイン受け止めて

児童虐待による痛ましい事件が後をたちません。関連する相談件数も年々増え続けています。児童虐待は、子どもの健やかな成長と発達を損なう深刻な問題であり、家庭の域を越え、地域社会全体で早急に解決しなければならない課題です。毎年11月は「児童虐待防止推進月間」です。この機会に、「子どもは地域の宝。地域ぐるみで子どもを守り、育てる」という視点で、この問題について皆さんで考えてみましょう。

11月は児童虐待防止推進月間 ― 「守ろうよ　未来を見つめる　小さなひとみ」

児童虐待について考えてみませんか

親はみんな、子どもに「健康で良い子に育ってほしい」と願い、子育てに励んでいます。

しかし、「この子のために良かれ」と思って激しく怒鳴りつけたり、手をあげたりすることはありませんか。

親にとってはしつけのつもりでも、子どもの視点からは正反対の場合がありえます。

親の感情をぶつけたり、日によって言うことが違っていたり、子どもの失敗の程度に比べて厳しく怒りすぎたりするのは虐待となり、子どもの心や体の成長に悪い影響を与えかねません。

◉しつけと虐待の違い

◉虐待はなぜ起こるのでしょうか?

児童虐待は、主に育てる側に次のような要因が重なって起こるといわれています。

◇子どもとの関係…子どもの行動が気に入らない、発達について不安や焦りがある

◇生活上のストレス…自分の体調、夫婦・家族間の不和、経済的な問題

◇社会的な孤立…近隣付き合いがない、話せる友人や頼れる知人がいない

◇自分自身の問題…子どものときのトラウマがある、子どもとの接し方がわからない

◉一人で悩まないで

子育てにストレスを感じたり、負担や不安を抱えたりしたら、まずは身近な人に悩みを打ち明けてみましょう。悩みを打ち明けられる人がいない場合は、市の相談窓口にお気軽にご相談ください。

育児で助けを求めることは、恥ずかしいことではありません。

◉大切な「気づき」…

ちょっとした「目くばり」「気くばり」で子どもを虐待から救えます。誰もができることから始めましょう。

子どものこんなサインを見落としていませんか?

▽不自然な傷や打撲のあとがある ▽不自然な服装や髪の毛がいつも汚れている ▽着衣や表情がとぼしい ▽表情がとぼしい ▽落ち着きがなく、乱暴になる ▽親を避けようとする ▽夜遅くまで1人で遊んでいる ▽食事を満足に食べていない

「おかしい」と感じたら迷わず連絡を

「もしや…」と疑いを持つことは、子どもを守るためにとても重要なことです。市役所や児童相談所では、連絡があって初めて実際に虐待が行われているかを調査し判断します。連絡がないと虐待の有無も確認できません。

調査の結果、虐待がなかったとしても連絡した人に責任はありません。

◉オレンジリボン

子ども虐待防止のための広報・啓発活動のしるし。手探りで始まったオレンジリボン運動ですが、共感の輪は全国に広がっています。

児童虐待にはどんな種類があるのでしょうか?

■**身体的虐待**…身体に傷を負わせたり、生命の危険に及ぶような行為をすること（なぐる、ける、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど）

■**性的虐待**…子どもにわいせつな行為をしたり、させたりすること（性的ないたずらをする、性的関係を強要する、性器や性交を見せる、性的に利用するなど）

■**ネグレクト（養育拒否・放置）**…衣食住の世話をしなかったり、健康を損なうような放置をしたりすること（家に閉じ込める、食事を与えない、衣服を着替えさせない、医者に診せない、同居人による虐待を放置するなど）

■**心理的虐待**…ひどい言葉で子どもを傷つけたり、極端に無視したりすること（脅す、ば声をあびせる、なじる、無理強いする、存在を無視するなど）

●市内の20年度相談状況（全38件）

▷内容別件数

区分	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト
件数	4	1	33

▷おもな虐待者の内訳

区分	実父	父（実父以外）	実母	その他
件数	3	3	31	1

▷虐待を受けた子の年齢

区分	0～2歳	3～6歳	小学生	中学生以上
件数	6	11	13	8

子どもを虐待から守るための5か条

①「おかしい」と感じたら迷わず連絡
②「しつけのつもり…」は言い訳
③ひとりで抱え込まない
④親の立場より子の立場
⑤虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではありません）

迷わずご相談ください

子育てに関する悩みがある人の相談、虐待の疑いがある子どもがいる場合などの通報は、下記の相談先まで。どんな小さなことでも遠慮せず相談してください。

■**相談先**　市子育て総合支援センター（本庁内線235）、本庁子ども・家庭課家庭福祉係（内線232、233）、各総合支所福祉担当課、児童相談所全国共通ダイヤル（☎0570-064-000）

Interview

「どんな小さなことでも、迷わず相談を―」

古川和子（かずこ）相談員

市の児童相談員として本年4月から、子育ての悩み相談などにのっています。

子どもは、誰よりも父や母の愛を求め、愛されることで心が安定します。その父母から虐待を受ける心の傷は計り知れないものがあります。虐待が子どもの心身の健全な成長発達を損なうことは言うまでもありません。児童虐待はあってはならないことです。

本市において、児童虐待の相談件数は年々増えています。その要因に、経済的困難や育児疲れ、夫婦間の問題、父母の心身の疲れなどがあるようです。夫婦間のDV（ドメスティックバイオレンス）も子どもにとっては、虐待と同じように心に深い傷を受けるものといわれています。

さて、児童虐待を未然に防ぐためにはどうすればよいでしょうか。

身近なところで育児に悩んでいる人がいる、不自然な傷・あざのある子どもや不適切な環境に置かれている子どもがいるなど、気付いたことは迷わず相談窓口に連絡してください。子どもに関する悩みのある人は、どんな小さなことでも相談に来てください。

わたしたちは、あなたの悩みを真剣に受け止め、大事なお子さんを守るためにどんなサポートが必要かを考えます。そして、関係機関と連携して問題解決のためのお手伝いをしていきます。

子どもは社会の宝。子どもたちの明るい明日を目指して、地域の見守りをいただきながら、子育てをしていきましょう。